

生きがい対応型通所サービス計画及び高齢者活動支援サービス計画の作成等について

【質問】

通所介護計画書は、管理者が必ず作成した上で利用者及び利用者の家族に管理者が説明し同意を得なくてはならないのか。通所介護計画書の作成者欄及び説明者欄は必ず管理者のサインでなくてはならないのか

【回答(県より)】

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第99条第1項、第3項及び第4項には、通所介護計画について管理者が作成、説明及び交付をしなければならないと規定されている。

しかし、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について(平成11年9月17日老企第25号)六3(3)①において、「通所介護計画については、介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画のとりまとめを行わせることが望ましい。」と規定されている。

また、「介護保険制度に係る書類・事務手続の見直し」に関するご意見への対応について(平成22年7月30日老介発0730第1号・老高発0730第1号・老振発0730第1号・老老発0730第1号)(別添)のVその他(11)に以下のとおり国の見解が示されている。

【意見】通所介護計画の作成担当者について

【意見への対応】

通所介護計画については、指定居宅サービス基準第99条第1項により管理者が作成しなければならない取扱いとしているところであるが、実際の作成については居宅基準解釈通知第三の六の3(3)において、

①通所介護計画については、介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者に取りまとめを行わせるものとし、とあり、実質的な作成を生活相談員が行うことは差し支えない。

②通所介護計画はサービスの提供にかかわる従業員が共同して個々の利用者ごとに作成するものであるとしている。

したがって、最終的に通所介護計画が管理者の責任において作成されることは必要であるが、実際の作業業務は、生活相談員・介護職員・看護職員・機能訓練指導員が共同して行ってさしつかえないことから、各事業所の実業に応じて適切な業務分担をしていただきたい。

以上の国の見解を踏まえると、管理者以外の者が通所介護計画を作成することは可能であり、また、管理者以外の者が作成やとりまとめを行った通所介護計画については、実際に作成やとりまとめを行った介護支援専門員の資格を有する従業者や生活相談員が説明・交付を行うほうが効率的であると考える。

ただし、あくまで管理者の責任の下で通所介護計画の作成、説明及び交付を行わなければならないため、(既に対応済みであるかもしれないが、)管理者が通所介護計画書の内容を確認するようにすること。また、通所介護計画書の中に管理者名を記す欄を設け、そこに管理者名を明記するようにすること。